

越谷市建設工事低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負に係る競争入札において、質の低下や下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、契約の適正な履行を確保することを目的に、低価格で入札があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 低価格 調査基準価格より低い価格をいう。
- (4) 失格基準価格 令第167条の10第1項又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格をいう。
- (5) 低価格入札者 低価格で入札した者のうち、越谷市総合評価方式活用ガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。

(対象)

第3条 低入札価格調査の対象となる入札は、令第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札とする。

(調査基準価格の設定等)

第4条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を合計した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を超える場合にあっては10分の9.2を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5（1,0

00円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額) を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるきは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。
- 3 第1号ただし書の規定により調査基準価格を算出する場合の予定価格は、当該予定価格に110分の100を乗じて得た額とする。
- 4 調査基準価格は、予定価格書に併記しなければならない。
(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を合計した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
- 2 失格基準価格は、予定価格書に併記しなければならない。
(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行にあたっては、入札公告又は入札説明書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格が設定されていること。
- (3) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査を実施したうえで、落札者とするか否かを決定すること。
- (5) 第9条第1項の規定による低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (6) 落札者の決定方法に関すること。

(失格基準価格による判定)

第7条 低価格入札者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(落札者決定の保留)

第8条 市長は、総合評価方式による競争入札において、落札候補者となった

者が低価格入札者であった場合は、落札者決定の保留を宣言する。

- 2 市が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）により処理することとされた契約案件（以下「電子入札案件」という。）にあっては、電磁的記録による落札決定保留の通知をもって、前項の規定による宣言とみなす。

（低入札価格調査の実施）

第9条 前条の規定による落札者決定の保留を宣言した場合において、市長は落札候補者により適切な契約の履行が確保できるかを確認するため、落札候補者に対し、次に定める事項について、確認するための資料の提出を求め、提出された資料に基づき、調査を実施するものとする。

- (1) 低価格で入札した理由に関すること。
- (2) 対象となる契約の履行に関すること。
- (3) 見積書又は内訳書の内容に関する次に掲げること。
 - ア 設計図書で定めている仕様及び数量に関すること。
 - イ 資材単価、労務単価及び下請代金の設定に関すること。
 - ウ 安全対策に関すること。
- (4) 技術者の適正配置に関すること。
- (5) 手持資材の状況、手持機械の状況等に関すること。
- (6) 労働者の確保計画及び配置予定に関すること。
- (7) 建設副産物の搬出予定に関すること。
- (8) 過去に施工した契約に関すること。
- (9) 経営状況及び信用状況に関すること。
- (10) その他市長が必要と認めること。

- 2 前項の調査において、市長は、必要に応じて関係者に対し調査への協力を求めることができる。

- 3 市長は、落札候補者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては、次順位者以降、複数の低価格入札者に対し第1項の調査を並行して実施できるものとする。

（越谷市低入札価格調査委員会による失格決定）

第10条 越谷市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）は、前条第1号の調査に係る報告を受け、当該調査に係る低価格入札者を失格とするか否かを決定するものとする。

- 2 調査委員会の委員長、副委員長及び委員は、越谷市建設工事等請負業者指名委員会規則（昭和57年規則第4号。以下「規則」という。）に規定する越谷市建設工事等請負業者指名委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。この場合において、規則第5条から第7条までの規定は、調査委員会について準用する。
- 3 市長は、調査委員会が失格を決定した場合、失格とした者に落札者としないう旨を文書により通知するものとする。

(落札候補者とならなかった理由の説明)

第 1 1 条 市長は、低入札価格調査の結果、落札候補者とならなかった低価格入札者から、落札候補者とならなかった理由について説明の求めがあったときは、当該理由について、速やかに書面により説明を行わなければならない。
(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 2 9 年 4 月 1 日市長決裁)

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和元年 5 月 1 日市長決裁)

この要領は、令和元年 5 月 1 日より施行する。

附 則 (令和元年 1 0 月 1 日市長決裁)

この要領は、令和元年 1 0 月 1 日より施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 2 8 日市長決裁)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。